

公益社団法人小千谷市シルバー人材センター  
会員就業規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人小千谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定める。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、会員は公益法人に相応しい信頼確保に努め、相互に共働、共助の成果をあげる努力をしなければならない。

2 会員は、就業にあたって社会的地位や門地、性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別的扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターの受注業務は、会員から付託を受け、センターが一括して発注者から受託を受け、その交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等について、直接の交渉当事者とならない。

2 派遣労働会員においては、就業における指揮命令等の苦情について、発注者及びセンターの苦情申出担当者に苦情を申し出ることが出来る。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分、手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書又は電子媒体等に記録する。また、センターは会員の就業に対し適切な助言に努めなければならない。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

3 会員の就業基準については別に定める。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受注した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力をする。

2 安全就業の基準については別に定める。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意しなければならない。

(1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めなければならない。

(2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届出をしなければならない。

(3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らしてはならない。

(4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めなければならない。

(5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

ただし、発注者から追加の作業を依頼された場合はセンターと連絡をとり、受注の可否を判断する。

- (6) 就業において、発注者との対応には十分配慮をするとともに、横柄な言動は厳に慎まなければならない。
- (7) 就業において、会員が別表1に定める事項に該当する場合は、当該会員に是正を求め改善が認められない場合には、就業提供を中止することが出来る。

### 第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条の就業に関する定めに加え、次の点に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選する。リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打ち合せなどについて、センターに協力する。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力する。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力をする。
- (4) 就業会員が就業中、ケガをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第9条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急措置に努めなければならない。

### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償を受けることが出来る。

- 2 傷害者又は共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なく、その内容等をセンターに届出るとともに、センターの指示に従う。

### 第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員の就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、会員は賠償を担保するための保険金額を負担する。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負担する。

### 第6章 雑 則

(表彰)

第10条 センターは、功労があると認められる会員及び役員を表彰することが出来る。

- 2 表彰に関する事項については別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会において決議し、総会に報告する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 従来の「会員就業規約」(昭和59年7月10日)は廃止する。

附 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

別表1 (第6条第1項第7号)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 著しい身体機能の衰え(補装具等で補完または代償されている場合は除く)や健康に不安があり、就業に支障があると認められるとき</li><li>2 就業意欲や体力が著しく低調であると認められるとき</li><li>3 就業態度に誠実さがなく、遅刻や無断休業等が多いと認められるとき</li><li>4 就業上の規約や作業上の約束事を守らず、または無視する言動が多く、グループ就業を阻害すると認められるとき</li><li>5 発注先でトラブルやクレームが多く、センターの信用を著しく傷つけまたはその恐れのあるとき</li><li>6 事故等が頻繁にあり、当該就業に支障が認められるとき</li><li>7 就業に必要な知識及び技能を習得する意欲が認められないとき</li><li>8 供用の用具等を粗雑に扱いまたは破損させ、再度にわたる忠告にも関わらず態度を変えないと認められるとき</li><li>9 会員間においてトラブルが多いと認められるとき</li><li>10 就業現場で特定の思想や宗教の勧誘または物品の販売若しくは仲介を行っているとき</li><li>11 その他センターの信用を著しく傷つける恐れがあると認められる行為があったとき</li></ol> |
|--|